選択約款変更届出書

沖電お営営発第 53 号 平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 沖縄電力株式会社 代表取締役 社長

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日	平成 28 年 1 月 1 日

別紙

ピーク時間調整契約

(選択約款)

平成28年1月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

別		表									 			 •	 									7
附		則	•	• • • •							 	• •	 •	 •	 	•	 •	•	•		 ٠	•		5
8	そ	0.)	他									 •	 •	 	•	 •	•		•	 •	•	 •	3
7	計			量							 		 •	 •	 			•			 •	•	 •	3
6	料			金							 				 						 •	•		2
5	契	約	期	間							 		 •		 	•	 •				 •	•	 •	2
4	実	施	方	法							 				 	•	 •				 •	•	 •	1
3	適	用	条	件							 				 		 •				 •	•		1
2	選打	尺約	款の	届出	お』	: 7	ド多	を見	E		 				 	•	 •				 •	•	 •	1
1	目			的			• •			٠.	 		 •	 •	 	•	 ٠	•		٠	 ٠	•	 •	1

1 目 的

この選択約款は、当社が指定する期間において、お客さまに計画的な負荷の 調整を行なっていただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図る ことを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款(平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。)を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 条 件

供給約款の業務用電力もしくは高圧電力B,または選択約款の業務用電力II型,季節別時間帯別電力,業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで,4 (実施方法)による計画的な負荷の調整(以下「負荷調整」といいます。)が可能であって,当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 実 施 方 法

当社は、お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。

(1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月30日までの期間とし、以下の期間に区分いたします。

ただし、別表(休日扱い日)に定める日、旧暦の7月14日、15日および16 日を除きます。

イ 最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14日までの期間

ロ 重 負 荷 期 間 最重負荷期間以外の期間

(2) 調 整 期 間

調整期間は、調整対象期間において、お客さまが負荷調整できる期間とし、 お客さまと当社との協議によって次のいずれかといたします。

イ 月間調整型

調整対象期間の全期間または1月単位の期間

ロ 週 間 調 整 型 最重負荷期間において,連続5日以上の期間

(3) 調 整 時 間

調整時間は、お客さまが調整期間に負荷調整を行なう時間とし、13時から 17時までの間(必ず14時から15時の間を含めます。)でお客さまと当社との 協議によって定めるものといたします。

なお、調整時間は毎日30分以上継続するものといたします。

(4) 調整電力(30分平均)

調整電力は、お客さまが負荷調整できる電力とし、原則として契約電力の 20パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

ただし、空調を目的とした蓄熱槽を保有のお客さまについては、契約電力の10パーセント以上の値で調整電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、協議にあたり、あらかじめ負荷調整する設備(以下「調整負荷設備」 といいます。)を申し出ていただきます。

5 契約期間

契約期間は、需給契約締結の日から、4 (実施方法)(2)の調整期間の末日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、供給約款およびこの選択約款以外の選択約款によって料金と して算定された金額から(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたも のといたします。

(1) 割引額の算定

各月の割引額は、実績調整電力によって、次により算定いたします。

イ 月間調整型

割引額 = 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価

1キロワット1時間1月につき

874円80銭

口週間調整型

割引額 = 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価 × 月間の調整日数 × $\frac{1}{5}$

1キロワット1時間1週間(5日間)につき

205 円 20 銭

(2) 実績調整電力

実績調整電力とは、契約電力からその1月の調整時間中の最大需要電力(30分平均)を差し引いてえた値といたします。ただし、その1月の調整時間において、実績調整電力が契約電力の20パーセントを下回る場合は、その1月の実績調整電力を零といたします。また、空調を目的とした蓄熱槽を保有するお客さまについては、実績調整電力が契約電力の10パーセントを下回る場合は、その1月の実績調整電力を零といたします。

7 計 量

調整時間中の実績最大需要電力は、原則として、特定時間帯用最大需要電力 計により計量するものといたします。ただし、上記計量器を取り付けるまでの 間は、取引用電力量計の読みを記録した受電日誌により、お客さまと当社との 協議によって定めるものといたします。

8 そ の 他

(1) この選択約款と選択約款の蓄熱ピーク調整契約をあわせて契約すること はできません。

(2) この選択約款に定めのない規定については、供給約款、業務用電力Ⅱ型、 季節別時間帯別電力、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエン ド電力に定めるところによるものといたします。

附則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年1月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

6 (料金) については、平成28年4月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成28年3月31日以前に支払義務が発生する料金については、附則3 (延滞利息の適用開始までの取扱い)を適用いたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

各月の料金は、供給約款およびこの選択約款以外の選択約款によって算定された早収料金の場合の金額から(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものを早収料金として算定いたします。

(1) 割引額の算定

各月の割引額は、実績調整電力によって、次により算定いたします。

イ 月間調整型

割引額 = 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価

1キロワット1時間1月につき	874円80銭
----------------	---------

口週間調整型

割引額 = 実績調整電力 \times 調整時間 \times 次に定める割引単価 \times 月間の調整日数 \times $\frac{1}{5}$

(2) 実績調整電力

実績調整電力とは、契約電力からその1月の調整時間中の最大需要電力 (30分平均)を差し引いてえた値といたします。ただし、その1月の調整時間において、実績調整電力が契約電力の20パーセントを下回る場合は、その

1月の実績調整電力を零といたします。また、空調を目的とした蓄熱槽を保有するお客さまについては、実績調整電力が契約電力の10パーセントを下回る場合は、その1月の実績調整電力を零といたします。

別 表

休日扱い日

この選択約款において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 7月の第3月曜日, 8月11日, 9月の第3月曜日
- (4) 各年ごとに定める次の日

平成 28 年	9月22日
平成 29 年	9月23日
平成 30 年	9月23日
平成 31 年	9月23日
平成 32 年	9月22日
平成 33 年	9月23日
平成 34 年	9月23日
平成 35 年	9月23日
平成 36 年	9月22日
平成 37 年	9月23日
平成 38 年	9月23日

(5)(4)に定める日が日曜日となる場合,その翌日以降でその日に最も近い(3)または(4)でない日

添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

沖縄電力株式会社

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成27年12月1日届出により変更となったことにともない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定に基づき、ここに平成 27 年 2月 5 日届出のピーク時間調整契約(選択約款)の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない,この選択約款の供給条件に対し 必要となる変更を行ないました。